当該指示を受けた当該使用人は、その業務に関し、担当している顧客の中から、顧客１名を選び出したうえで、同人に連絡し勧誘を行い、平成19年10月19日に当該株券１株を売却し、11月29日に当該株券３株を売却した。

・　勧告年月日
　平成21年９月４日
・　勧告対象
　当社
・　行政処分の内容
　①　業務停止命令
　　金融商品取引業の全業務の停止３か月
　②　業務改善命令（イ　金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための法令遵守態勢、経営管理態勢及び業務運営態勢を整備すること、ロ　本件行為の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な再発防止策を講じること、ハ　本件についての適切な公表や、適切な解約対応等、投資者保護のため万全を期すること、ニ　債務超過であることを踏まえた今後の当社の業務運営方針を策定すること）

㈱　上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした⑵の「事業報告書の虚偽記載」に係る処分を含む。

⑵　事業報告書の虚偽記載〔金商法第47条の２違反〕

○　株式会社アイエスオー代表取締役社長は、平成20年10月頃、当社の顧客から借入金に係る返済の申入れを受けたことから、平成19年８月期の営業報告書に計上している短期借入金以外の借入金が存在していることを知り、当社が債務超過に陥っている状況であることを認識した。

その後、当社は、事業報告書（平成20年８月決算期）の作成に当たり、債務超過に陥っている状況を当局に知られることを回避する目的で、12月に、代表取締役社長が認識していた短期借入金を過少計上するなど、虚偽の計数を記載した事業報告書を作成し関東財務局長に提出した。

・　勧告対象
　当社

㈱　勧告年月日、行政処分の内容については、⑴の「無登録による有価証券の売買」を参照。

⑶　著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為〔金商法第37条第２項違反〕

○　フォレスト出版株式会社は、投資助言業の顧客獲得を目的とし、次のような内容の広告を行った。

①　当社は、当社社員をモデルとした投資家Ａ氏という架空の人物を創作し、平成20年２月８日及び15日、当社の配信している無料メールマガジンに、「『ミスター・ストップ高』と異名をとった投資家Ａ氏。Ａ氏が推奨した新興株は、７割がストップ高をマーク。」などと記載し、多数の者に配信した。

②　平成20年４月１日から平成21年４月８日までの間、当社ホームページに「ストップ高率７割を誇る株式情報をご提供します。」と表示した。

しかしながら、当社が本件広告を行う以前の助言実績を検証したところ、買付助言を行った銘柄でストップ高となったものの割合は、７割を大きく下回っており、当社は、投資助言業務の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示を行っていた。

また、当社社長もストップ高となった銘柄の割合が７割というはずがなく、これらの表示は事実に相違することを認識しながらも、当社は顧客獲得を目的に意図的に行っていたものである。

・　勧告年月日
　平成21年９月18日
・　勧告対象
　当社
・　行政処分の内容
　①　業務停止命令
　　金融商品取引業の全業務の停止１か月
　②　業務改善命令（イ　再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること、ロ　本件広告が著しく事実に相違するものであった旨、適切に公表すること、ハ　本件行為の責任の所在の明確化を図ること）

⑷　無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為〔金商法第29条及び第41条の３違反〕

○　株式会社アジアン・ブルーは、前々回検査（検査実施日：平成16年３月24日）において、無登録の証券業（有価証券の売買の媒介）及び投資顧問業に係る顧客を相手方とした証券取引行為等の法令違反行為が認められ、平成16年７月16日に当局から６か月間の業務停止命令及び業務改善命令を受けている。

しかしながら、今回検査において、当社は、上記業務停止期間満了後、依然として証券業（平成19年９月30日以降においては、第一種金融商品取引業）の登録を受けていないにもかかわらず、以下のとおり、同様の行為を反復継続して行っていることが認められた。

①　未公開株式の売買の媒介

イ　当社の取締役会長（当時。平成20年１月15日以降、代表取締役社長。以下この⑷において「当社社長」という。）は、上記業務停止期間満了後、著しく悪化していた当社の資金繰りを早急に改善させる策として、前々回検査で指摘を受けた未公開会社（以下この⑷において「Ａ社」という。）株式の売買の媒介業務を再開した。これにより、当社は、平成17年３月頃から平成20年１月頃までの間、約90名の先に対しＡ社株式の売買の勧誘を行い、少なくとも投資助言業に係る顧客５名を含む11名の一般投資家に対し延べ19回にわたり合計約90株を取得させ、Ａ社社長から媒介手数料を収受していた。

ロ　また、当社は、平成20年10月から平成21年７月までの間、少なくとも９名の一般投資家に対して延べ16回にわたり、Ａ社社長が平成20年３月に設立したＢ社株式の売買を勧誘し、このうち５名に対して延べ12回にわたり合計約311株を取得させ、Ａ社社長から媒介手数料を収受していた。

②　未公開株式の売買

当社社長は、平成20年初旬頃、当社元社員から売買可能な未公開株式（以下この⑷において「Ｃ社株式」という。）があることを聞きつけ、Ａ社株式の媒介手数料に代わる収益源を確保するため、Ｃ社株式を当社が一旦買い付けて、一般投資家に広く転売することで売買差益を得ることを計画した。これにより当社は、平成20年７月頃、Ｃ社株式を所有する者２名から合計34株を購入し、１名の一般投資家に対して２株を売却し、売買差益を得ていた。

・　勧告年月日
　平成21年11月10日
・　勧告対象
　当社
・　行政処分の内容
　①　登録の取消し
　②　業務改善命令（イ　投資顧問契約の締結先その他の顧客との金融商品取引契約の状況を早急に把握するとともに、違法に締結していた契約に係る顧客への対応策を策定すること、ロ　今回の行政処分の内容等を投資顧問契約の締結先その他の顧客に対して十分に説明し、相手方の求めに応じた万全な対応を行うこと）